

平成26年1月27日

一般社団法人全国地方銀行協会

「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえた「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」および「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）への意見

1. 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

【該当箇所】 10 3

- ・ガイドラインは、自発的に尊重・遵守されることが期待されている（法的拘束力はない）。

一方、監督指針においては、銀行法第24条に基づく報告の徴求や、銀行法第26条に基づく業務改善命令の発出を行うとされている。

この両者の関係について、どのように理解したらよいのか確認したい。

- ・「内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（法第24条に基づく報告を含む。）を求めて検証」とあるが、これは内部管理態勢の不備等を検証するものであり、個々の案件における保証徴求の有無や件数等の実績自体を問題視して報告を求めるものではないとの理解でよいか。

ここでいう「内部管理態勢の実効性等に疑義」とは、例えば、職員への周知徹底、社内規程・マニュアルや契約書等の整備、経営者保証に関する相談に対して適切に対応できる態勢など、「 - 10 - 2 主な着眼点」に記載された項目についての不備との理解でよいか。

2. 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕

【該当箇所】検証ポイント

- ・債務者区分の判断において、ガイドラインの趣旨等を踏まえて経営者保証を徴求しなかった先についても、個別案件の実情等を勘案し、法人・個人を一体として企業の実態的な財務内容等を検討することで差し支えないとの理解でよい。

3. その他

- ・ガイドラインにおいては、「債務者、保証人及び対象債権者は、このガイドラインに基づく保証契約の締結、保証債務の整理等における対応について誠実に協力する」とされており、ガイドラインの円滑な運用には、経営者の方々の十分な理解や努力も重要である。経営者保証なしで資金調達するためには、相応の経営状況にあることやそれに向けた取組みを行うことが前提となるなど、経営者の方々にガイドラインについて正しい認識を持ってもらえるよう、政府として適切な周知徹底をお願いしたい。

以上